

保険税の軽減賦課について

1 軽減判定の基準

前年の所得（世帯合計額）が一定基準以下の場合、保険税均等割額が軽減される。

軽減判定の基準	軽減割合
43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）以下	7割
43万円+（30.5万円×被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数－1）以下	5割
43万円+（56万円×被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数－1）以下	2割

2 令和6年度の軽減世帯数

	医療分・後期支援金等分		介護分	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比
7割軽減	3,252	33.4%	1,247	31.9%
5割軽減	1,117	11.5%	407	10.4%
2割軽減	926	9.5%	318	8.1%
軽減なし	4,438	45.6%	1,941	49.6%
合計	9,733	100.0%	3,913	100.0%